

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 10 月 14 日

分任支出負担行為担当官代理  
那覇空港事務所次長 原田 毅彦

## 1. 業務概要

- (1) 業 務 名 那覇空港照明共同溝補修実施設計
- (2) 業務場所 沖縄県那覇市安次嶺（那覇空港）
- (3) 業務内容 本業務は、那覇空港内の照明共同溝について、補修工事を実施するために必要となる 実施設計を行うものである。
  1. 業務計画 資料収集整理を含む 1 式
  2. 設計業務
    - (1) 現地踏査 1 式 外業（昼間）
    - (2) 共同溝補修実施設計 1 式
  3. 報告書作成 1 式
  4. 設計協議 1 式 3 回以上
  5. 照査 1 式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和 4 年 3 月 25 日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の令和 3・4 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」の A または B 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(令和 2 年 10 月 1 日付官報) に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号)に基づく指名停止を受けていないこと。(受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。)
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (7) 平成 18 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。)なお、当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が 60 点未満であるものを除く。

#### 【業務実績】

- ・コンクリート構造物※における「実施(詳細)設計」業務

※「コンクリート構造物」とは、鉄筋コンクリート構造のカルバート、擁壁、重力式擁壁、橋梁下部構造物等をいう。

- (8) 次に掲げる、いずれか要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
  - 1) ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
    - ・土木学会認定特別上級、上級又は 1 級土木技術者
    - ・RCCM(港湾及び空港部門、道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門)※

※RCCM 資格試験に合格しており転職等により登録できない立場にいる技術者を含む。

  - ・空港土木施設点検評価技士
- 2) 2.(7)に掲げる業務の実績を有する者であること。なお、照査技術

者としての実績は認めない。

- 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。  
これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
- (9) 大阪航空局及び那覇空港事務所が発注した「建設コンサルタント」の業務で、平成 31 年 4 月 1 日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が 60 点以上であること。
- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札手続き等

#### (1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3  
国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課  
電話番号 098-859-5106 FAX 098-859-5168

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和 3 年 10 月 14 日から令和 3 年 10 月 29 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。）

交付場所 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を 3.(1)へ FAX で連絡すること。その際に、FAX には業務名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

#### (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和 3 年 10 月 14 日から令和 3 年 10 月 29 日まで。  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。)

- 1) 電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げる URL に提出しなければならない。
  - 2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。  
ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)によることとする。
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法、入札執行回数
- 入札日時 令和3年11月25日 9時00分から17時00分まで
- 提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)
- 開札日時 令和3年11月26日 15時00分
- 那覇空港事務所統合庁舎2階入札室において行う。
- 入札執行回数 原則として2回を限度とする。
- (5) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先
- <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
- 上記(1)の担当部局と同様。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除。
  - 2) 契約保証金 免除。なお、詳細は入札説明書による。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
  - 1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記  
3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加  
するためには、開札の時に於いて、上記2.(2)に掲げる資格の認定を  
受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。